

2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

(3) 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

(配信日：R4.12.2)

自動車局では、本年も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。

- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主の皆様へ

- ・大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- ・気象庁HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

国土交通省プレスリリース :

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004634.html

(4) 観光バスの安全確保の徹底について

(配信日 : R4. 10. 14)

10月13日(木)午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において、観光バスが乗客を乗せ運行中、横転し、1名が死亡、3名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した(同日15時現在)。

今後、徐々に需要が回復していくことが見込まれる貸切バス業界において、輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

このため、観光バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 - (4) 適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を

再徹底すること。

3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

(5) 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について

(配信日 : R4. 10. 14)

10月13日（木）午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において発生した観光バスの事故においては、国自安第94号（上記「観光バスの安全確保の徹底について」を示す）により、安全確保の徹底について指示したところ。事故原因については現在調査中であるが、ブレーキが効いていなかったとの情報もあることから、改めて下記事項について周知徹底を図りたい。

記

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
2. 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジンプレーキを活用するよう運転者に指導すること。
3. ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

(6) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！

(配信日 : R4. 10. 14)

車輪脱落事故を起こした大型車では、著しいさびや汚れ等により劣化した部品が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ボルトやナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていない状況が確認されたことを踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業が、いつでも適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の手順を確認できるよう解説動画を作成し、国土交通省YouTubeチャンネルに公開しました。

この機会に是非とも解説動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の実施をお願いします。

【国土交通省YouTubeチャンネル】

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRI12zJVaaaybwEEKAmD5YVi

(7) 貸切バスの覆面添乗調査を実施します

(配信日 : R4. 10. 7)

国土交通省では、運行中の貸切バスに調査員を利用者として乗車させ、法令遵守状況を調査しています。

今年度は、令和4年10月から令和5年2月にかけて実施します。

1. 今年度の調査予定

- ①調査対象者：貸切バス事業者 ※無通告により実施
- ②調査実施者：国土交通省が委託した者
- ③調査項目：区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の配置状況 など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施しており、重大な法令違反の疑いが確認された事業者には監査を実施、その結果、法令違反が確認された2事業者に対し行政処分を行っています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000520.html

(8) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

(配信日 : R4. 10. 7)

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」により事故車両の調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時に各部品のさびや汚れの点検、清掃や潤滑剤の塗布が行われていない事案が確認されました。このような状況を踏まえ、令和4年10月1日より大型車のユーザー等のタイヤ脱着作業者に適切なタイヤ脱着作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を開始しました。

今年度の取組として、大型車のユーザーに適切なタイヤ脱着作業の実施を働きかけるダイレクトメールを郵送するとともに、車齢4年以上の大型車に対してはホイール・ナットの適切な保守管理について、緊急点検を行います。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左後輪分の新品ホイール・ナットが無償提供されます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

